

## 陳 情 文 書 表

(子ども若者はぐくみ局)

受 理 番 号	1889	受 理 年 月 日	令和3年11月1日
件 名	聚楽保育所における新規入所募集の実施		
要 旨	<p>聚楽保育所は、条例により令和8年度末をもって廃止することが決定された（令和3年6月1日）。在所している児童はそのまま卒所まで通えるということも確認された。</p> <p>京都市はこの条例が制定されるよりも前から新規入所を止めている（令和3年度4月入所のみ1歳児、3歳児クラスは募集）。これにより、入所を希望する在所児の兄弟、また、周辺地域において、個々の家庭の事情から聚楽保育所を選びたいと考えている世帯の子供が入所できなくなっている。</p> <p>また、令和2年度時点で0歳児に在籍していた現（令和3年度）0歳児クラスの在所児が1名のみとなっている。現状では1歳児クラスと共に過ごしており、この在所児に対して0歳児クラスの職員を配置することも0歳児クラスの保育室（0歳児に適した造りとなっている）を使用することもしていない。在所児は卒所まで聚楽保育所に通えるというのではなく、ただ、そこに在籍して通うということのみを意味するのではなく、聚楽保育所において、これまでと同等に健やかに保育を受ける権利があるということであると考える。そのために、廃止条例には付帯決議も付けられた。したがって、この児童と同じクラス（令和4年度4月の1歳児クラス）の新規定員枠を設け、同じ年齢集団の中で保育がされるようになる。また、他のクラスについても、現在定員には空きがある状態である。これらのクラスについても新規入所を再開することを求める。</p> <p>京都市は当初（廃止が提案、決定される前）は、新規入所の募集をしない理由を令和4年度以降の聚楽保育所の運営が決まっていないためとしていた。しかし、現在では、聚楽保育所の運営が令和8年度末まで続くということが明確になっている。その期限の中で聚楽を希望する世帯に対しては、令和8年度末に卒所を迎える児童よりも後に生まれた児童（令和3年4月2日以降生まれの児童）についても、聚楽保育所を選択肢の一つとできるよう、令和4年度より新規定員枠を設けて受け入れることを求める。</p> <p>これまでに京都市が行った個別の面談の中では、0歳児クラスに職員を配置しない理由や、新規の受入れをしない理由として、廃止が決まっている保育所には予算を付けられないなどと説明しているようである。しかし、保育など福祉に関することは、財政が潤沢にあるときだけに予算化するものではないと考える。今ここに生活している親、子供に必要なことについては予算化するという京都市であってほしい。</p> <p>については、聚楽保育所における令和4年度4月の新規入所募集を行うよう願う。</p>		
陳 情 者			
回付委員会	教育福祉委員会		